愛媛県木材協会だより

第４号

令和元年５月発行

発行：愛媛県木材協会

愛媛ブランド材の普及・PR

四国旅客鉄道(株)（JR四国）様の主要な駅に木製ベンチを設置し、県産材をPRいたしました。

この取組は、四国四県の木材協会が連携して木材の需要拡大に向けて取組み、併せて愛媛ブランド材の普及・PRを図ることを目的としています。

伊予西条駅、壬生川駅、波止浜駅、下灘駅に先行して設置しました。

木材と木造建築の研修会の開催

中大規模建築の木造化は森林資源の活用を進め、地域の林業・木材産業の振興や環境保全に寄与するため、愛媛県木材協会では、平成28年度より愛媛県建築士会等と連携して、木造トラスの試作・設計研修や性能評価に取り組み、業界の相互交流を図っています。

ご挨拶

一般社団法人　愛媛県木材協会
会長　井関　和彦

一般社団法人愛媛県木材協会の皆様には、日頃から当協会の業務の推進にご協力とご支援をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

昨年は7月に西日本豪雨災害が発生し、当協会の会員も肱川流域を中心に多数が被災しました。被災会員にお見舞いを申し上げますとともに、早期の復旧をお祈りします。また復旧に向けた愛媛県等の手厚いご支援に対しまして、お礼申し上げます。

さて、平成30年9月に建築基準法が改正されましたが、今回の改正は木造建築の推進を図ることが大きなポイントになっています。その背景を、「木材を建築材料として活用することで循環型社会の形成や国土の保全、地域経済の活性化に貢献することが期待されており、近年の技術開発も踏まえ、建築物の木造・木質化に資するよう、建築基準の合理化が求められる」と分析しています。そして改正の目的は「中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進する」となっています。

今後、住宅建築は減少傾向になると推測されますが、国はこのように法を改正して、建築物への木材利用を図ろうとしており、また愛媛県でも、昨年12月に議員提案による「愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例」が施行されるなど、公共施設をはじめ建築物の木造、木質化を指向することが時代の流れになってきたと考えることができます。このような動きの中で、木材業界には、鉄骨等の他の建築資材と同等の品質の信頼性や供給能力が求められるようになると想定されますが、本県では、愛媛県のご支援により、新しい素材のＣＬＴをはじめ多様な製品の加工施設の整備や営業活動の拡大、ＪＡＳ認定の取得などが進み、時代に対応する体制も整いつつある状況になっています。

一方、森林環境譲与税は、今年の4月から施行されており、森林所有者の経営意欲の低下が懸念される中で、市町村の体制を整備し、森林整備や担い手の育成とともに木材利用の促進にも使われるようで、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を実現させる取り組みが始まりました。

地球温暖化の防止や国土保全などの森林の公益的機能の維持増進を図るためには、森林の整備を進める必要があり、資源の循環には木材の利用が不可欠となっています。

平成から令和へと時代は移り、木材、林業を取り巻く状況も大きく変化しようとしておりますが、愛媛県木材協会は会員の皆様のご協力を仰ぎ、関係機関とも連携して、時代の要請に応じた木材製品を供給し、様々な分野へ木材を利用していくことで、木材産業や建築・流通業はもとより、地域経済の活性化や地域環境の保全に寄与していきたいと考えております。

2019年
第4号

CONTENTS（目次）

ご挨拶

０１ 平成30年度　ＪＡＳ構造材利用拡大事業（国補）の事業報告

０４ 愛媛県ＣＬＴ普及協議会の活動について

０６ 林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部からのお知らせ

０７ 2019年度技能講習・特別教育等実施計画

０８ 柱材提供事業など各種支援制度の変更点ほか

０９ 林業・木材産業改善資金をご利用の皆様へ

１１ 林業研究センター木材関係試験・研究紹介

１２ 県庁・林業研究センター及び当協会職員の紹介

表紙写真
〇JR下灘駅　木製ベンチ
〇木材と木造建築研修会

平成30年度
JAS構造材利用拡大事業（国補）の事業報告

1　事業の成果

ＪＡＳ構造材の利用拡大を目標にして、木造トラスの普及を図るため「木材と木造建築に関する研修会」を愛媛県建築士会と共催で３回開催したほか、関係機関と連携し、普及啓発用展示物の作成と設置を行いました。

2　事業実績

(1) 研修会の開催

①第１回研修会の開催　平成30年8月28日（火）愛媛県林業会館及び現地

愛媛県木材協会及び愛媛県建築士会の会員他51名が参加され、最初に座学で、木造トラスの構造計画と接合のポイント、公共建築木造工事標準仕様書が求める木材の品質、木造トラスの実証実験と視察建築物の紹介について解説を受けた後、木造トラス建築物の視察を行いました。

座学風景

現地見学風景

②第２回研修会の開催　平成30年9月25日（火）愛媛県林業研究センター及び現地

愛媛県木材協会及び愛媛県建築士会の会員他34名が参加され、久万広域森林組合木材市場と岡信一氏所有複層林（久万高原町下畑野川）を現地視察した後、林業研究センターへ移動し、木材担当研究員から研究紹介があり、含水率やヤング係数の測定演習、強度試験等の見学を行い、木材の乾燥と接合部強度についての解説がありました。

木材市場視察風景

演習風景

平成30年度
JAS構造材利用拡大事業（国補）の事業報告

③第３回研修会の開催　平成30年11月2日（金）愛媛県林業会館
愛媛県木材協会及び愛媛県建築士会の会員他23名が参加され、設計演習Ⅰとして、「トラス部材の軸力の計算と部材のチェック」、設計演習Ⅱとして、「JISトラスの接合部」、「愛媛の実験の下弦材の継手」、「フィンクトラスの仕口の評価とトラスの設計」のそれぞれの演習が行われました。さらに、プレカットの仕口の評価とトラスの設計についての講義がありました。

設計演習

演習部材

(2) 普及啓発資材の製作と設置

①ＪＲ四国の主要駅への木製ベンチの設置
四国四県の木材協会が連携し、四国における中核的位置づけの公共交通機関である四国旅客鉄道(株)の主要な駅に木製ベンチを設置し、普及・ＰＲを行いました。
ＪＲ四国の希望により、壬生川駅、下灘駅、波止浜駅、伊予西条駅に設置。

下灘駅ベンチ設置状況

下灘駅ベンチ設置状況

②ＷＯＯＤコレクション2019に展示するサンプルの作成
愛媛ブランド材の品質や性能の確かさをＰＲするほか、ＣＬＴや森林認証材の普及を図る目的で、平成31年1月29・30日に東京都のビックサイトで開催された「WOODコレクション2019」に展示するため、実物大木塀サンプルを作成しました。

木塀サンプル展示状況

木材協会ロゴ

平成30年度
JAS構造材利用拡大事業（国補）の事業報告

③ＷＯＯＤコレクションなどの県内外の展示会等で使用する展示台の作成
作成した展示台は、愛媛県大阪事務所へ寄贈いたしました。

展示台完成状況

木材協会ロゴ

④ＷＯＯＤコレクションなどの県内外の展示会等で使用するテーブルの作成
作成した展示台は、国立大学法人愛媛大学へ寄贈いたしました。

テーブル完成状況

木材協会ロゴ

⑥県産材普及・ＰＲ用各種木製品の作成

バインダー

コースター

愛媛県CLT普及協議会の活動について

１　構造見学会等の開催

愛媛県ＣＬＴ普及協議会は平成２６年８月１日にＣＬＴの普及と一般化を促進することを目的に設立され５年半程経過しました。当初は会員５８社、賛助会員２社で発足しましたが、現在の会員数は６１社となっております。

その間、講演会・現地研修会を開催するとともに、国の公募事業（H27）や県の委託事業（H27～H30）、西条市（H30）からの委託事業を活用して、ＣＬＴの普及や建設促進に取り組んできました。

平成３０年度からは、国の補助事業として「ＪＡＳ構造材利用拡大事業」が始まり、構造部材にＪＡＳ構造材（ＣＬＴ、２×４工法構造用製材、機械等級区分構造用製材）を活用する非住宅建築物に対して、構造材の調達費の一部が助成されることとなり、当事業を活用した「倉庫兼展示場新築工事」について、構造見学会を開催しました。

また、当事業の普及啓発活動として「ＣＬＴ遊具」を作成し、えひめこどもの城に展示しています。

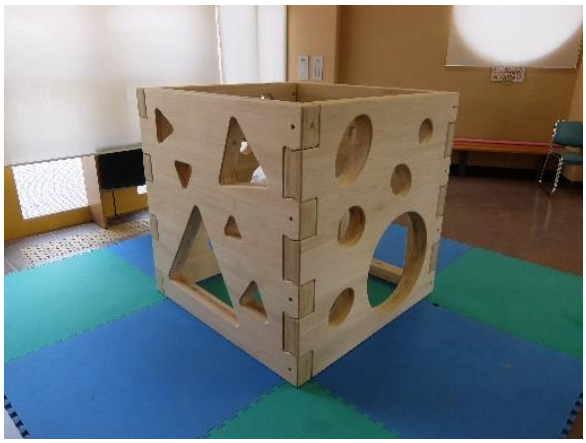

ＣＬＴ建築物構造見学会概要

建　築　主：(株)鶴居商店　代表取締役　鶴居 康行
施　工　者：(有)柚山製材所　ユヤマ1級建築設計工房　　代表取締役　柚山 一利
物　件　名：「㈱鶴居商店木材製品倉庫兼展示場新築工事」
場　　所：松山市西垣生町317-1番地、318-1番地
敷地面積：1,183㎡
建築面積：　120㎡
床　面　積：　110㎡
使用材料：総木材使用量（約64㎥）　うち、ＣＬＴ（約52m3）、機械等級区分構造用製材（約１㎥）

愛媛県CLT普及協議会の活動について

２　ＣＬＴ建築物の設計ガイドブックの作成

建築物の計画、設計、施工等に携わる方々に、ＣＬＴをより理解していただくため作成いたしました。

・ＣＬＴの特徴は？どこで作っているの？製造サイズは？
・ＣＬＴの特徴を活かした使い方は？
・実際にどういう建物が建っているの？
・施工のために設計者は何を配慮しておけばよいの？
・もっと詳しいことはどこに問い合わせればよいの？
・設計を進める上でおすすめの図書は？

などの疑問にお答えしています。
ガイドブックは、愛媛県ＣＬＴ普及協議会のホームページで公開する予定です。

ページ抜粋

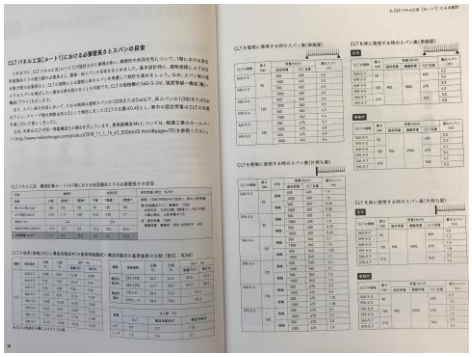

３　ＣＬＴの設計演習実務者セミナーの開催

新たな建築資材として注目されている「ＣＬＴ」。県内でも、平成28年に松山市の(株)カネシロ事務所棟、平成30年には内子町の内子高等学校部室が建設されるなど、ＣＬＴの利用拡大に向けた取組が拡大しています。また、平成30年7月には、西条市の(株)サイプレス・スナダヤが四国初となるＣＬＴ工場としてＪＡＳ認定を受け、ＣＬＴの生産が開始されました。

このため、愛媛県ＣＬＴ普及協議会では、ＣＬＴ建築物の建設促進を図るため、全国的に活躍されている講師を招聘し、主に意匠設計者を対象に、設計技術者の育成を目的とした体験型の実務者セミナーを５回開催いたしました。

22名の受講者には、構造・防火などの講義に基づき、設計演習の課題として、低層及び中層建築の２案の中から、１施設を選択していただき、ＣＬＴ建築物の設計の実際を学んでいただきました。

← 演習 →

← 演習

← 優秀者表彰

林業・木材製造業労働災害防止協会 愛媛県支部からのお知らせ

1　愛媛県における平成30年の労働災害発生状況

全産業で、死傷者数は1,490人と前年に比べ2%増加しており、死亡者数は13人で1人減少しました。また、平成28年以降、60歳以上の労働災害が増加しております。

林業、木材製造業における労働災害の発生件数は次のとおりです。　※(　)内は死亡者数

・林業は減少　　対前年比 17%減 35件(1)(平成29年) → 29件(0)(平成30年)

・木材製造業は減少　　〃　　18%減 28件(0)(平成29年) → 23件(1)(平成30年)

2　労働安全大会

大会参加者の安全衛生意識の高揚と安全衛生情報の共有を図るとともに、労働安全に功績のあった次の方々が、昨年度受賞されました。

・第55回林材業労災防止大会(主催:林材業労働災害防止協会)

〇本県の受賞者

功績賞　安全衛生指導員(西予地区)　松本茂雄

・平成30年度（第80回）愛媛産業安全衛生大会(主催:愛媛労働災害防止団体協議会)

〇林災防関係の受賞者

産業安全功績賞　安全衛生指導員(今治地区)　羽藤唆一

・第77回全国産業安全衛生大会(主催:中央労働災害防止協会)

〇本県の林災防関係受賞者

緑十字賞　大木坑木（有）宇和島出張所　梶原重雄

3　伐木作業等の安全対策の規制が変わりました

本年2月12日に労働安全衛生規則の一部改正が公布され、主な内容は次のとおりです。

①受け口を作るべき立木の対象を胸高直径 40cm 以上から20cm以上へ拡大。

下肢の切創防止用保護衣の着用等

⇒本年8月1日施行

②チェーンソーによる伐木等の業務の特別教育の統合と拡充。

⇒2020 年8月1日施行

※ 従来の「伐木等の業務特別教育修了者」は、追加の特別教育を受ける必要があります。

4　2019年度の主な行事

①第56回林材業労災防止大会

・開催日　令和元年10月16日(水)

・開催場所　佐賀県唐津市

②集団指導会

林業・木材製造業向けの実践的なリスクアセスメントの集団指導会を開催します。

受講時間が短い出前の集団指導会も行いますので、積極的な参加をお願いします。

5　2019年度　技能講習・特別教育等実施計画

今年度の技能講習・特別教育等は、次ページに掲げているとおりです。

２０１９年度

技能講習・特別教育等実施計画

実施機関：林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

	講習科目	実施月日	実施場所
技能講習	はい作業主任者 （法別表18-16）	5月22日（水）～23日木）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
		8月21日（水）～22日（木）	
		11月6日（水）～7日（木）	
		1月29日（水）～30日（木）	
	木材加工用機械作業主任者 （法別表18-１）	10月30日（水）～31日（木）	愛媛県林業会館
特別教育	小型車両系建設機械運転業務 （整地、運搬、積込、掘削用　則36-9）	6月11日（火）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
	伐木等の業務 （則36-8）	4月１0日（水）～11日（木）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
		6月12日（水）～13日（木）	
		8月7日（水）～8日（木）	
		10月9日（水）～10日（木）	
		1月22日（水）～23日（木）	
	伐木等の業務（補講） （基発0214第9号補イ）	８月～　翌年３月	愛媛県森の交流センター他
	車両系木材伐出機械等の運転業務 ・走行集材機械　（則36-6,7） ・伐木等機械 ・簡易架線集材装置等	7月17日（水）～18日（木）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
	機械集材装置の運転の業務 （則36-7）	8月2日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）
安全衛生教育	刈払い機取扱作業者 （基発66）	5月8日（水）	松山流域森林組合
		6月14日（金）	
		8月6日（火）	
		10月4日（金）	
	チェーンソーを用いて行う伐木等の業務従事者（基発76、148）	随時開催	
	荷役運搬機械等によるはい作業従事者（基発76、148）	8月23日（金）	愛媛県森の交流センター （東温市：旧緑化センター）

申込書等詳細は、愛媛県木材協会のホームページに掲載しております。
お問い合わせは林災防愛媛県支部まで　☎089-948-8973

～柱材提供事業など各種支援制度の変更点ほか～

1　えひめ材の家づくり促進支援事業

・「柱材８０本プレゼント事業」の名称がＨ２９年度から「県産柱材プレセント事業」に変わりました。

・以前は補助の上限が１８４，０００円でしたが、Ｈ２９年度から１４７，０００円に変更されました。

・Ｈ３０年度からは、ＣＬＴを利用した場合も補助対象となり、補助単価をＣＬＴ使用量１㎥当たり６０千円とし、使用量に応じて１件当たり５０千円（下限）～１５０千円（上限）を加算する事となりました。

・本年度の申請時期等につきましては次のとおり予定しております。

第Ⅰ期　受付枠130棟　受付期間：H31. 4.1～R元. 7. 8(終了)　上棟期限：R元.7.31
第Ⅱ期　受付枠130棟　受付期間：R元. 8.1～R元.11.11　上棟期限：R元.11.30
第Ⅲ期　受付枠 40棟　受付期間：R元.12.1～R 2. 2.29　上棟期限：R 2. 3.15

※　なお、JAS製品を供給できるJAS認証工場は、愛媛県木材協会のホームページに掲載されております。JAS製品の証明には同ホームページの「各種資料」のうち「JAS格付証明書」の様式を利用して下さい。

JAS製品以外の製品を使用する場合は、同ホームページの「JAS同等材格付証明書」を当協会の検査を受けてから提出して下さい。

■＜申込先・問い合わせ先＞

・「県産柱材プレゼント事業」：愛媛県林材業振興会議
松山市三番町四丁目４－１　林業会館１階　TEL　089-941-0165

・「JAS同等材格付検査」：一般社団法人　愛媛県木材協会
松山市三番町四丁目４－１　林業会館３階　TEL　089-948-8973

2　地域材利用木造住宅利子補給制度

この制度につきましては、特に変更等はありませんが、申請に当たっては「納材証明書」も添付が必要となりますので、速やかに証明されるようお願いします。

■＜問い合わせ先＞

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係
松山市一番町四丁目４－２　TEL　089-912-2758

3　その他

■＜補助制度一覧＞

補助制度につきましては、愛媛県木材協会のホームページを開いて、左側にあるメニューバーの「補助制度について」をクリックしていただくと、補助制度・優遇制度の一覧が表示されますので参考にしてください。

～林業･木材産業改善資金をご利用の皆様へ～

「林業・木材産業改善資金」は、国と県が、林業者・木材産業者の経営改善のための設備投資、林業労働災害の防止、林業従事者の確保を目的とする取組に対し、無利子で資金を貸し付ける制度です。限度額は、林業の場合、個人1,500万円、会社3,000万円、団体5,000万円、木材産業の場合、１億円となっています。但し、年度ごとの予算枠や貸付要望額、また、申請者の経営や資産の状況によって、限度額まで貸付けできない場合があります。
　貸付金の償還期間は最長10年で、均等年賦払いで償還いただくことになります。

平成30年4月改定版

1　貸付対象者

①　林業従事者（森林所有者、素材生産業者等）

②　木材産業に属する事業を営む者（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）
　資本金１千万円以下又は従業員100人以下（木材製造業は300人以下）の会社若しくは個人に限る。

③　①②の者の組織する団体（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、木材製材協同組合等）

④　林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの
　会社にあっては、資本金１千万円以下又は従業員300人以下（木材卸売業、木材市場業の場合は100人以下）のものに限る。

⑤　農商工等連携促進法第１３条第１項に規定する認定中小企業者

2　対象機械・施設

　木材産業では、新たに合板製造、集成材製造、ラミナの製造、ペレット製造、プレカット加工木材市場業などを開始するため、必要な機械や施設を導入する場合が対象になります。

①　プレカット加工施設の導入
②　木材チップ製造施設の導入
③　木質ペレット製造施設の導入
④　木材乾燥施設の導入
⑤　ＪＡＳ規格認定の取得など林産物の新たな販売方式の導入など

3　経営診断

　改善資金の**借入申込額と借入残高が合わせて500万円を超える場合は**、愛媛県が業務を委託している愛媛県中小企業診断士協会が選任する**中小企業診断士による貸付けの適否に係る経営診断**を受けていただく必要があります。**経営診断において貸付けが不適と判定された場合は、貸付けはできません。**
　経営診断は、申請書類による審査及び現地調査により行います。**委託料は県が負担します。**

4　中古機械に対する貸付

　中古機械に対する貸付については、**メーカー又は販売代理店を通じた購入に限り貸付対象**とします。申込の際には、**メーカー等の稼動証明の添付が必要**です。
　また、**償還年数はメーカー等の稼動証明年数以内**とし、償還期間中に故障等により使用できなくなった場合は、原則としてその時点で一括償還していただきます。

5　保証人及び担保

改善資金の確実な償還を確保するため、次のとおり保証人及び担保の提供が必要です。

(1) 連帯保証人

改善資金の借入金額（過去の借入金に未償還金がある場合は、これを合算した額）に応じて、次のとおり連帯保証人を立てていただく必要があります。

- ○　50万円未満の場合にあっては１人以上
- ○　50万円以上1,500万円未満の場合にあっては２人以上
- ○　1,500万円以上の場合にあっては３人以上（Ｈ３０改定）

(2) 譲渡担保

改善資金の貸付金額（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）が500万円を超える場合には、貸付対象物件を譲渡担保として提供することが必要です。

(3) 不動産担保

改善資金の貸付金額（過去の貸付金に未償還金がある場合は、これを合算した額）が1,500万円以上となる場合には、原則として、第１順位の抵当権設定が可能な不動産を担保として提供する必要があります。

6　申請書類の提出経路

事務取扱機関（愛媛県木材製材協同組合）を経由して、必要書類を所轄地方局森林林業課（森林林業振興班）に提出します。

7　書類の提出時期

貸付・償還回数	貸付資格認定申請書等の提出期限 県（地方局）	貸付決定期日	償還期日
第１回	５月１５日	６月１５日	５月２０日
第２回	７月１６日	８月１５日	７月２０日
第３回	９月１５日	１０月１５日	９月２０日
第４回	１１月１５日	１２月１５日	１１月２０日
第５回	１月３１日	２月２８日	１月２０日

※申請書提出期限及び償還期日は、該当日が休日の場合はその翌日。

- 貸付決定日から30日以内に、借用証書に申請者及び連帯保証人の印鑑証明書並びに改善資金専用の通帳の写しを付して事務委託機関（愛媛県木材製材協同組合）に提出してください。
- 原則、着手（機械の搬入、据付）は貸付決定後・資金交付後に行います。やむをえず貸付決定前に着手の必要がある場合は、「貸付決定前着手届」を、貸付決定後、資金交付前に着手の必要がある場合は、「資金交付前着手届」を地方局に提出し、承認を受けなければなりません。
- 資金交付時期の目安は、貸付決定日の翌月下旬の火曜日又は金曜日です。資金交付から３ヶ月以内を目安に事業が完了するように申請してください。支払完了を以て事業完了となります。

注意事項

- 本資金と国庫補助金の併用はできません。
- 償還期間中は導入機械・施設を無断で処分・貸出したり、目的外に使用することはできません。
- その他、借受者、連帯保証人、担保に何らかの変化があった場合は、変更届が必要です。

ご相談は、愛媛県木材製材協同組合へどうぞ

林業研究センター研究紹介
「県産構造材の乾燥技術の研究－内部割れと接合加工－

当県の素材生産量の約８割は製材用であり、そのうち柱や梁を含むひき角類は最も割合が高く4割を占めています。現在、ひき角類の割れを防ぐ乾燥スケジュールが開発されており、現場においても材表面の割れは抑制できるようになってきました。しかし、生産コスト低減のため乾燥日数の短縮を優先させ、推奨スケジュールよりも高温で乾燥すると、強度低下につながるような材内部の割れ（以下、「内部割れ」という。）が発生することが懸念されます。さらに、「木造校舎の構造設計標準JIS A 3301」に係るトラス試験において、内部割れが原因と考えられる接合部の破壊が生じた事例がある等、内部割れのある人工乾燥材に対して設計関係者から不安視する声があがっています。

そこで、当センターでは、県産無垢材の信頼性向上と中大規模建築物への木材利用が推進を目指し、内部割れの程度と強度の関係を明らかにする研究に取り組んでいます。

愛媛県産スギ約40年生、末口直径18～16cmの原木を幅165mm、厚さ135mm、長さ4mに製材し、図1に示す２種類のスケジュールで目標含水率15%に乾燥させ、内部割れ量について測定した結果を示します。短期スケジュールにおける材中央部の内部割れ長さ量が顕著に多いことが分かります。これら内部割れの量や位置が強度性能に及ぼす影響について検討を進めます。

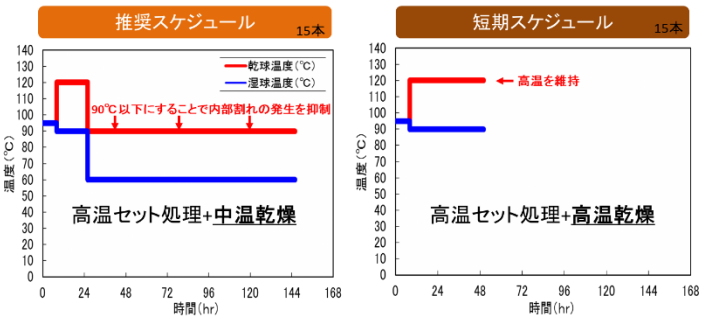

図1　乾燥スケジュール

※推奨スケジュールは「安全・安心な乾燥材の生産・利用マニュアル」（平成24年3月発行）参照。

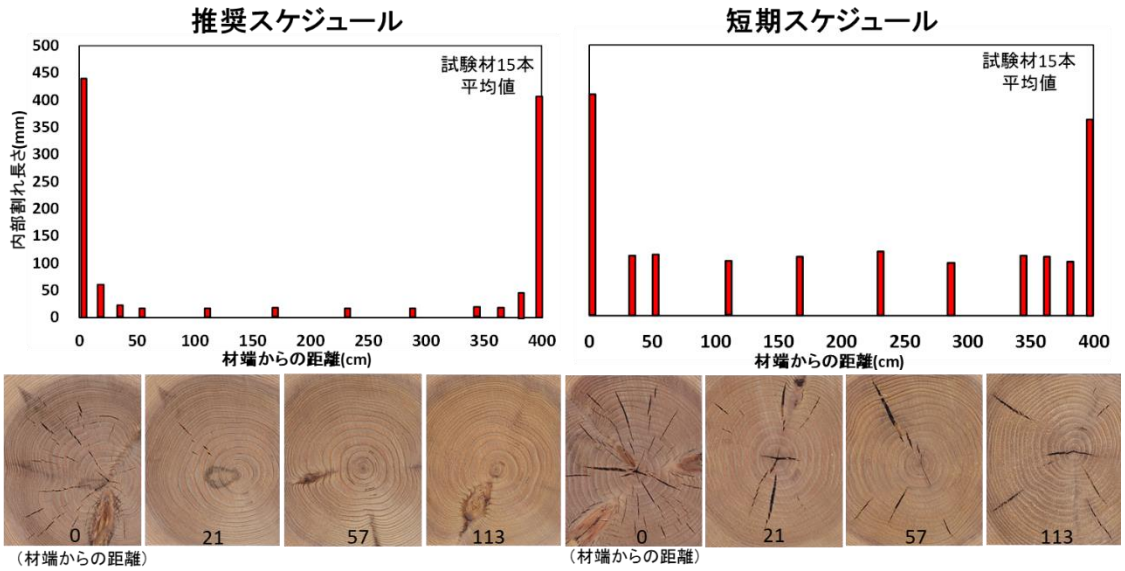

県庁・林業研究センター及び当協会職員の紹介

平成３１年４月１日付け県庁・林業研究センター及び当協会職員について紹介します。カッコ内は担当業務及び研究担当分野です。

≪愛媛県≫　☎ 089(941)2111（代表）

農林水産部長	田所　竜二	（内 2025）			
森林局長	山田　裕章	（内 2049）			
林業政策課長	西浦　政隆	（内 4130）	森林整備課長	尾花　充彦	（内 4162）
主幹（事務）	山岡　雅	（内 4131）	主幹（事務）	菊池　文孝	（内 4163）
主幹（技術）	薬師寺　雅明	（内 4132）	主幹（技術）	俊成　秀樹	（内 4164）
検査班長	合田　和寿	（内 4129）	工事検査専門員	重森　敏男	（内 4165）

≪木材流通戦略係≫　☎ 089(912)2589

係長	越智　仁夫	（内 4144）	（JAS規格の普及、認証材制度、国補事業等）
担当係長	上野　太祐	（内 4143）	（県産CLT普及促進事業、愛媛県産材製品市場開拓促進事業等）
技師	仲原　和也	（内 4146）	（県産材輸出支援事業、木質バイオマス等）
主事	竹本　憲生	（内 4145）	（公共施設木材利用推進事業、えひめ材住宅普及啓発事業、木材統計等）

≪林業研究センター≫　☎ 0892(21)2266

センター長	鳥生　貴英	
研究指導室長	仲田　幸樹	
主任研究員	玉置　教司	（材料強度・木構造）
主任研究員	中川　美幸	（乾燥・居住性）

≪愛媛県木材協会≫　☎ 089(948)8973

専務理事	三好　誠治	（JAS認定工場の検査・指導、国補事業、JAS同等材の検査等）
労働安全課長	鋤先　孝一	（林災防、安全衛生教育研修事業、緑の雇用、巡回特殊健康診断等）
検査課長	亀田　幸憲	（JAS同等材の検査（一般住宅、公共）、利子補給住宅の検査、改善資金等）
事業課長	余吾　初徳	（国の需要拡大等に係る事業、県ＣＬＴ普及協議会関係、安全衛生教育研修事業等）
会計主任	草園　加奈枝	（合法木材事業者認定、林災防の研修に関すること等）

愛媛県木材協会新規採用職員紹介

37年間の県職員としての勤務を終了し、本年4月から協会に勤めさせていただいております、余吾初徳（よごはつのり）と申します。

松山市への通勤は約10年振りになります。天気の良い日には、昼休みに松山城に登り、趣味の散歩で健康維持に努めております。

再就職して、一からのスタートになりますが、一生懸命努力し、貢献したいと思います。
どうぞ宜しくお願いいたします。

愛媛県木材協会だより　第４号

発行　令和元年５月（年１回発行）

一般社団法人 愛媛県木材協会
愛媛県木材製材協同組合
林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部

〒790-0003
愛媛県松山市三番町4丁目4-1　林業会館3階
TEL: 089-948-8973
FAX: 089-948-8974
http://ehimewoodpage.com/